

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	修理仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号
品名 又は 件名	カタログ通信機器 (地上通信機器等) 修理(診断後修理)	3補LPS-EH581081-7	
		大承 臣認	令和 年 月 日
		作成	平成28年 6月 2日
		改正	令和 4年12月13日
			令和 6年 1月25日
作成部 隊等名	第3補給処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、カタログ通信機器（地上通信機器等）の修理（診断後修理）について規定する。

1.2 対象機器及び数量

対象機器（製造会社名を含む。）及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

1.3.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、型式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる製品

1.3.2

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

品 名	カタログ通信機器（地上通信機器等） 修理（診断後修理）
-----	-----------------------------

a) 仕様書

3 補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

b) 法令等

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号令和 3 年 1 月 21 日）
 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装武第 188 号 31. 1. 9）

c) 技術資料 技術資料は、表 1 による。

d) その他

航空自衛隊第 3 補給処官給品等取扱要領（以下，“官給品等取扱要領”という。）

2 整備に関する要求

2.1 受入れ

対象機器の受入れは、3 補LPS-E00001 の 2.3 による。

2.2 修理作業

対象機器の受入れ後、表 1 の 2 に示す技術資料に基づく故障部位の修理を行い、修理完成品は表 1 の 1 に示す技術資料の機能及び性能を満足させるものでなければならない。

2.3 整備用部品及び材料

整備用部品及び材料は、表 1 に示す技術資料によるものとし、契約の相手方が準備する。

2.4 表示

修理完成品は、3 補LPS-E00001 の 2.7.1 により、次の表示を行う。

a) 契約不適合の修補等請求期限の表示

b) 静電気破壊に弱い物品に対する表示

2.5 IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たり IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

なお、該当しない品目は、調達品目表による。

3 監督・検査

監督及び検査は、3 補LPS-E00001 の 6.2 による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商慣習による。

品 名	カタログ通信機器（地上通信機器等） 修理（診断後修理）
-----	-----------------------------

4.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

- a) 容易にはく離又は消滅などが生じない方法により、ラベル又はスタンプを使用して図 1 により表示する。

なお、表示の大きさ及び色は、特に指定しないが見易いものでなければならない。

- b) 修補等請求期限に年月を表示する場合は、納入予定の翌月から起算し、契約条項に定める契約不適合の修補等請求期間の満了の月を年月で記載する。

修補等請求期限	○年○月又は○○時間
---------	------------

図 1－包装の表示

4.3 使用可能（合格）物品票の表示

使用可能（合格）物品票の表示は、3 補LPS-E00001の8.2 による。

5 その他の指示

5.1 技術資料の入手

表 1 の 1 に示す技術資料については、契約の相手方が準備する。

5.2 技術資料の閲覧

契約の相手方は、必要に応じて第 3 補給処資材計画部資材計画課長と調整し、第 3 補給処資材計画部資材計画課において、表 1 の 2 に示す技術資料を閲覧する。

5.3 寄託品の取扱い

契約の相手方は、契約に基づき受領した寄託物品についての取扱いを官給品等取扱要領に定めるところにより実施する。

5.4 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

なお、適用については、調達品目表に示す。

表 1－技術資料

番号	技術資料
1	対象機器に適用される取扱説明書
2	診断報告書 (調達要領指定書により指定された診断報告書)